

(別紙5)

都市公園利用料金の減免に関する取扱基準 (5)

プロスポーツチーム (以下「チーム」という) の公式戦等に関する施設使用料を減免するための取扱基準を次のように定める。

- 1 減免の対象及び減免する額 (宿泊施設使用料・電気等消費料・冷暖房使用料・屋内練習場等の附属施設の使用料を除く。)

減免の対象	減免額
県がチームに公式戦等でのイベントを委託する場合で、青少年の健全育成、スポーツ振興等のため、チーム又は興行主が県内の小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を無料で招待する席を設けて使用するとき。	使用料の範囲内で、基準を超えた無料招待児童生徒の席料相当額
上記の場合で、児童生徒総数が基準を超えた場合に限る。	使用料の範囲内で、3割

※県とは、知事部局・県教育委員会・県公安委員会・県議会・企業局及び各行政委員会をいう。

※基準とは、前年度の児童生徒の入場者数を上回るように、委託者とチームが協議して定めた、児童生徒の目標入場者数をいう。

※減免する額の対象使用料

(1) 県営あづま球場

区分		単位	金額	
入場料を徴収する場合	職業野球等に使用する場合	平日	1日	1日の最高入場料の300人分に相当する額 (その額が495,000円に満たない場合は495,000円)
		土曜日等	1日	1日の最高入場料の400人分に相当する額 (その額が660,000円に満たない場合は660,000円)

(2) 県営あづま総合体育館

施設	区分		単位	金額		
メインアリーナ	全面の貸切り使用	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収する 場合	平日	1時間	88,000
				土曜日等	1時間	132,000

(3) 県営あづま陸上競技場

施設	区分		単位	金額		
主陸上競技場	貸切り使用	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収する 場合	平日	1時間	52,800
				土曜日等	1時間	79,200

2 附則

令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。

## 都市公園利用料金の減免に関する取扱基準（５）運用方針

### 1 趣 旨

本運用方針は、都市公園利用料金使用料の減免に関する取扱基準の適用に際し、必要な事項について定めるものである。

### 2 減免の対象となる席料等

- (1) 減免の対象については、減免申請前に委託者とチームが協議で定めた基準を超える分の無料招待児童生徒数を対象とする。
- (2) 減免の対象となる席料は、あくまでもチーム又は興行主のどちらかが、その経費を実質負担するものであること。従って、第三者や親会社等が費用を負担する席料は、減免の対象とならないこと。
- (3) 無料で招待する児童生徒については、その公平性が確保されていること。
- (4) 無料招待児童生徒の席料は、本減免の趣旨（県内の青少年の健全育成やスポーツの振興等へ寄与すること、地域への経済波及効果が期待できること）によるものであることを考慮し、社会通念上妥当な額であること。  
（原則として招待する自由席における被招待者に応じた席料（小人料金が設定されている場合は該当する前売り額、小人料金。小人料金が設定されていない場合は、所属リーグ等の前売り額、小人料金の平均額とする。）

### 3 減免額の算定

減免申請は、当該施設の使用の1週間前までに受付し、無料招待対象席、人数の内訳明細等減免額を算出できるもの及びその内容を証明できる書類等（無料招待券の受領証や招待者名簿等）を添付させることにより、減免額を算定すること。